



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
5 月 2 日
第 610 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 告 示

滋賀県立美術館の観覧料の徴収事務の委託（文化芸術振興課）	1
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（医療福祉推進課）	1
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（医療福祉推進課）	2
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）	2
道路の供用開始（道路保全課）	2
地方自治法施行令第173条の2第1項各号に定める歳入の収納事務の委託（管理課）	2

○ 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告（中小企業支援課）	3
公共測量終了公告（用地事業支援課）	5
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（住宅課）	6

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（湖北）	6
--	---

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告（大津・南部）	6
土地改良区役員退任および就任公告（大津・南部）	7

告 示

滋賀県告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県立美術館の観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 5 月 2 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 アイング株式会社 代表取締役 飯嶋庸夫
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東京都千代田区麹町二丁目14番地
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県立美術館の常設展示観覧料、企画展示観覧料および年間観覧料
- 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和 7 年 4 月 1 日

滋賀県告示第177号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 7 年 5 月 2 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
--------	---------	--------------------------	------------	---------	-------	-----------

アクア水保 訪問介護	守山市水保町 2892-2 琵琶 湖プラザ806	株式会社スタッフ シュウエイ 代表取締役 内藤明	愛知県東海市 名和町後西19 番地	訪問介護	令和7.5.1	2570701256
---------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------	------	---------	------------

滋賀県告示第178号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年5月2日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
アクア水保 訪問看護	守山市水保町 2892-2 琵琶 湖プラザ806	株式会社スタッフ シュウエイ 代表取締役 内藤明	愛知県東海市 名和町後西19 番地	訪問看護	令和7.5.1	2560790277
訪問看護ステーション みつばち	守山市水保町 2892-2 1019号室	株式会社me 代表取締役 田中恵	大阪府高槻市 塚原二丁目20 番15号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和7.5.1	2560790285

滋賀県告示第179号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和7年5月2日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
成基の療育 教室ゴール フリーB5 守山教室	守山市今宿 3-1-5	株式会社成基	京都府京都市 中京区烏丸通 二条上ル蒔絵 屋町265番地2 SCGビル	保育所等訪問支援	令和7.5.1	2550700328

滋賀県告示第180号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年5月2日から令和7年5月16日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月2日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
上馬杉野尻線	甲賀市甲南町野尻字上出1605番1地先から 甲賀市甲南町野尻字上出1604番1地先まで	令和7.5.30	L=34.8m

滋賀県告示第181号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の2第1項各号に定める歳入の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年5月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 株式会社電算システム 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

- 2 委託事務の内容 地方自治法施行令第173条の2第1項各号に定める歳入の収納事務
- 3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 収納の方法 現金またはスマートフォンアプリを用いた収納

公

告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和7年5月2日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）滋賀県大津市今堅田新築計画 大津市今堅田三丁目11-1 ほか
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 令和4年4月1日に施行された大津市交通安全条例（令和3年大津市条例第59号）第7条では、住宅、事業所その他の施設において工作物を配置する等の場合、道路の見通しを確保できるように、大津市は市民および事業者による取組を推進することを定めている。特に、交差点付近、敷地出入口口について、見通しの確保に配慮すること。
 - (2) 事業内容について、地元の学区自治連合会および近隣の自治会長に説明し、当該自治会等から要望があった場合は、適切に対応されたい。また、事業内容の説明結果を大津市市民部自治協働課に報告すること。
 - (3) 工事等に伴う騒音、振動および粉塵の発生防止ならびに汚濁水の流出防止対策について、十分な対策を講じること。
 - (4) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）および大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年大津市条例第27号）に規定する特定建設作業を行う場合は、必ず大津市の届出手引等（大津市HPに掲載あり。）を確認し、遺漏なく各法令等に定める期日（作業実施日の7日前まで（中7日）に届出が必要）までに特定建設作業実施届出書を提出すること。
 - (5) 土壌汚染の未然防止の観点から、造成に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること。
 - (6) 周辺住民に対して工事内容の周知を図るとともに、住民から説明を求められた場合は、工事内容等に理解を得られるよう十分に説明すること。
 - (7) 事業内容が大津市生活環境の保全と増進に関する条例第24条に規定する大規模建設等事業に該当する可能性があるため、大津市環境部環境政策課と協議し、手続が必要な場合はおおむね建築確認申請の30日前までに大津市環境部環境政策課へ事前協議書を提出すること。
 - (8) 設置される施設・機器の内容によっては、騒音規制法、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等の環境法令に定める特定施設等に該当する可能性があるため、大津市環境部環境政策課と協議し、手続が必要な場合は、各該当法令に定める期日（法令によっては、施設の設置工事の60日前までに届出が必要なものがある。）までに届出書を提出すること。
 - (9) 当該事業地（関連区域・造成協力地等を含む。）において、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条に基づく届出対象となる場合（3,000平方メートル以上の土地の形質の変更（盛土、切土、抜根作業等に伴う掘削を含む。））は、形質変更等の着手の30日前までに届出を提出すること。
 - (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託を含む。）等するとともに、家庭ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
 - (11) ごみの減量、再資源化に努めること。
 - (12) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年大津市条例第17号）第30条に基づく保管庫を設置すること（カタログ等添付要）。また、新設する保管庫に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分説明し、理解を得ること。
 - (13) 関係法令に基づき、一般廃棄物と産業廃棄物の分別について徹底すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年大津市規則第45号）第16条の保管基準を遵守すること。
（保管基準）
ア 道路その他公共の用に供する場所において保管しないこと。

- イ 排出量、保管日数に対し十分な容量および構造の保管場所に保管すること。
- ウ 分別区分および再利用を行うものごとに分けて保管すること。
- エ 飛散、流出、悪臭等により生活環境を害し、または公衆に嫌悪の情をもたらさないこと。
- オ 犬、猫等による散乱、ねずみの生息および蚊、はえその他の害虫の発生を防止すること。
- カ 適切に清掃等を行うことにより、常に保管場所を清潔に保つこと。
- (14) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
- (15) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3および第16条の4の規定に基づき、事業系廃棄物管理責任者の選任および事業系廃棄物減量等計画書を提出すること。
- (16) 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成26年大津市条例第11号)第2条第4号の特定事業に該当し、かつ、同条例第10条ただし書に該当しない場合は、土砂等の搬入着手前に同条例第10条の許可を受けること。
- (17) 造成工事に伴い搬入する土砂等については、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条の規定に基づき、土壌安全基準(28項目)に適合する土砂等を使用すること。
- (18) 搬入された土砂等が、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条に規定する土壌安全基準に適合することを確認できない場合は、事業者の事務所、事業区域の土地その他事業に関連する場所へ立入検査を実施することがあるので、検査、収去または質問に協力すること。
- (19) 建設工事および事業活動に伴って生じる産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条および第12条の2に基づき適正に処理すること。
- (20) 路外駐車場で、一般公共に供する部分の面積が500㎡以上のもので駐車料金を徴収する場合は、駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条および第13条による届出を行う必要があるため、大津市都市計画部都市計画課と協議すること。
- (21) 景観法(平成16年法律第110号)に基づく届出を行うこと。
- (22) 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容などによって大津市屋外広告物条例(平成20年大津市条例第53号)等による許可もしくは通知が必要となるため、事前に大津市都市計画部都市計画課と協議を行うこと。
- (23) 当該事業計画については、令和6年11月29日付け大都開第177号で都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく適合証明書(以下「60条証明」という。)を交付している。60条証明の申請内容と当該事業内容に相違が生じた場合には、再度協議が必要となるため、留意すること。
- (24) 当該申請地付近の道路は、堅田小学校、真野小学校および堅田中学校の通学路および校区に該当するため、工事等の際には、児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行については、交通誘導員を配置するなどの十分な安全対策を図られたい。また、該当校への事前説明および要件協議書への説明経過報告書の添付が必要である。さらに、該当校への説明は、工期・工事用車両の進入経路と出入りの時間帯等が具体化された段階においても行うとともに、該当校と必要な協議を行うこと。該当校においては、その協議結果に基づき、通学路の変更や保護者・スクールガード等との情報共有を適宜行う必要が生じる可能性もあることから、着工前のできるだけ早い段階で説明および協議を行うこと。加えて、当該分譲住宅地内の補助道路の接続先道路(県道558号、市道幹2008号線)は、多数の児童生徒が登下校に利用する通学路であるため、補助道路と接続先道路の接道部分については、関係課と協議して、道路の見通しや歩行者の横断時の安全が確保されるよう整備(カーブミラーの設置など)すること。なお、開発事業に伴い発生した問題は開発者において解決すること。
- (25) 大津市消防施設等設置基準に基づく消防水利の設置等について、大津市消防局警防課と協議すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和7年5月2日から令和7年6月2日まで

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和7年5月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス栗東小柿店 栗東市小柿三丁目53番1 ほか
- 2 意見の概要 栗東市からの意見
 - (1) 建設地周辺地域に居住地があるため、設置設備および搬出入の荷さばき作業等に伴う発生音について、特に早朝・夜間においては近隣住居等の生活環境への配慮を行うこと。
 - (2) 前面道路の交通量が多いため、市道目川小柿線への出入りにおいては左右の見通しを十分確保し、市道小柿工業団地2号線への出入りには疑似停止線等を設置すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号
 - (2) 縦覧期間 令和7年5月2日から令和7年6月2日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、野洲市長 櫻本 直樹から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年5月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ作成)
- 2 作業の地域 野洲市西河原、市三宅、大篠原
- 3 作業の終了日 令和7年3月21日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、高島市長 今城 克啓から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年5月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ作成)
- 2 作業の地域 高島市安曇川町五番領、新旭町安井川
- 3 作業の終了日 令和7年3月21日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、彦根市長 和田 裕行から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年5月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 2 作業の地域 彦根市全域
- 3 作業の終了日 令和7年3月31日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近江八幡市長 小西 理から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年5月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(修正数値図化)
- 2 作業の地域 近江八幡市長命寺町、中之庄町、津田町、南津田町、宮内町、円山町、北之庄町、浅小井町、安土町常楽寺、安土町下豊浦、安土町桑実寺

3 作業の終了日 令和7年3月31日

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、野洲市長 櫻本 直樹から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年5月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業の地域 野洲市全域
- 3 作業の終了日 令和7年3月31日

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年5月2日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡日野町村井三丁目12番地 株式会社大島組 代表取締役 大島孝美	蒲生郡日野町大字松尾字菰池934番1 外1筆	6429.98㎡	令和7.4.24	6592

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年5月2日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村 清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
地域看護ステーションブルーバード長浜事業所	長浜市高月町東物部37-1	株式会社リハぷらす 代表取締役 達川仁路	福井県敦賀市白銀町10番15号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和7.5.1	2560390342

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、野洲川下流土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年5月2日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	北 中 良 夫	野洲市市三宅1994番地
〃	櫻 本 直 樹	同 市野洲801番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、桐生土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和 7 年 5 月 2 日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	山 本 善 信	大津市桐生二丁目 8 番53号
監 事	山 本 治	同 市桐生一丁目14番10号

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	山 本 治	大津市桐生一丁目14番10号
監 事	奥 野 肇	同 市桐生二丁目12番 5 号

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、伊香立北部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和 7 年 5 月 2 日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	越 後 尚 登	大津市伊香立下在地町894番地
〃	辻 博 司	同 所878番地
〃	横 田 直 喜	同 市伊香立北在地町423番地 1
〃	北 脇 善 男	同 所636番地 1
〃	市 浦 剛	同 市伊香立途中町522番地 7
〃	山 田 延 隆	同 市伊香立上龍華町528番地
監 事	百 々 善 一	同 市伊香立途中町410番地
〃	越 後 正 則	同 市伊香立下在地町920番地
〃	阪 田 孝	同 所1175番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	藤 田 俊 一	大津市伊香立途中町332番地
〃	久 保 夫 美 雄	同 市伊香立下在地町1311番地
〃	北 脇 健 司	同 市伊香立北在地町402番地
〃	田 中 努	同 所460番地
〃	山 口 和 廣	同 市伊香立下在地町1305番地
〃	西 村 博	同 市伊香立上龍華町411番地
監 事	市 浦 剛	同 市伊香立途中町522番地 7
〃	横 田 直 喜	同 市伊香立北在地町423番地 1
〃	山 本 恒 裕	同 市伊香立下在地町1104番地

